

住民運動普及推進委員会報告書

経過と展望

本委員会は、平成19年8月30日に設立された木曾町環境保全等推進会議における、3つの専門委員会の一つとして、主に木曾町住民に対して温暖化対策を中心とした環境保全への普及推進について、どのように啓発活動を行っていくかを協議・検討して参りました。

またその一助とするために、木曾町の小中学校の生徒児童、及びその保護者に対して環境に対するアンケート調査を実施し、幅広い意見を聴取しました。結果は別紙集計を参照頂きたいと思いますが、その結果、環境対策に取り組みたいという意見が多数を占めるものの、その実施に当たっては、具体的にどのように取り組めば良いか解らないという意見や、基本的な認識に齟齬がある現状が見られ、正確な情報の継続的な発信の必要性が認められました。

本年7月には、北海道洞爺湖サミットが開催され、議長国となった日本の取り纏めにより、2050年までに、世界全体でのCO₂排出量の50%削減を国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）全締結国と共有し、UNFCCCの下での交渉において各国が採択することを求めるG8首脳宣言が採択されました。なお各国の利害対立の中で曲折が予想されますが、少なくとも世界全体の総意として、低炭素社会へ向けた第一歩を踏み出したと言えると思います。

日本を含む先進各国は、2050年に向けてCO₂排出量の6～8割の削減が必要とされています。その為には、抜本的な生活スタイルの変革が必要になってきます。このような社会の変化の中で、長期的な対住民に対する意識変革への働きかけを、行政・住民有志の連携のもとで、計画的に進めていくことが、なによりも重要です。

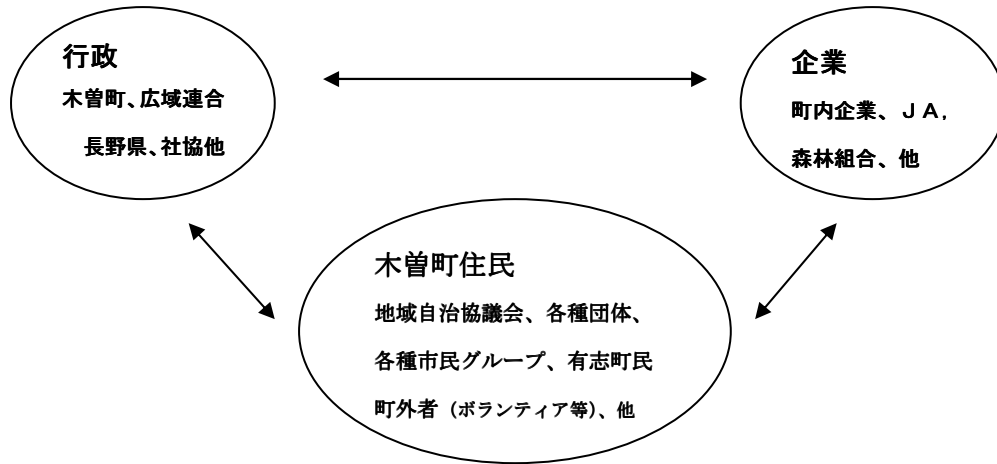
— 以下、本委員会から提案します —

1. 環境問題への住民普及啓発に対する体制整備について

①環境協議会・エコネットきそ(仮称)の設置について

木曾町環境基本条例の施行に伴い、町の責務(第4条第3・4項)及び町民の責務(第5条第1・2項)に基づく住民参加の町づくりを実践していく上での、具体的な活動を担うものとして、環境協議会・エコネットきそ(仮称)の設置を提案する。

環境協議会・エコネットきそ(仮称)のイメージ図



<構成> 行政・住民・企業等の各団体・個人から、環境保全に関心を持ち、活動を行っているものを対象に幅広くこの会への参加を募る。

環境保全等推進会議及び3専門委員会は発展的解消し、この会に合流するものとする。

<活動内容> 各個人・団体を繋ぎ、相互の情報交換を図る。また行政主体となる環境に関するイベント、キャンペーン、学習活動等に対して、参加・協力し、また加盟する各団体の構成員や地域の住民への情報提供を行政と協働して行っていく。

参加する各個人・団体が環境に関する情報を積極的に持ち寄り、情報を共有・発信すると共に、参加する個々の人脈を生かして、有識者を招いた講演会やイベント等を実施することで、住民への普及啓発を図っていく。

メンバーは、町から環境相談員の委嘱を受け、家庭での省エネ実践の方法や補助制度の紹介などを行政と協力し、担っていく。

<参加資格> この会への参加は、団体・個人を問わず、趣旨に賛同すれば、自薦他薦問わず参加出来るものとする。

<事務局> この会の事務局を、木曾町役場内におき、専任の担当者を置くものとする。

②町組織体制の整備について

低炭素・循環型社会の実現に向けて、町体制の見直しが必要である。温暖化対策・環境問題を一元的に担当する部署(企画環境課・仮称)の設置を検討することを提案する。環境・温暖化対策は、今後のまちづくりの基準となることを踏まえ、現企画調整課と住民環境課社会環境係との合同により設置することが適当と思わ

れる。

企画環境課と環境協議会「エコネットきそ」は、協働で下記の政策に取り組んでいくものとする。

- 1) 木曾町広報、CATV自主放送、木曾町HP等を有効活用し、住民への環境情報の提供、温暖化対策への具体的な取り組み例の紹介を、継続的に行う。
- 2) 住宅の熱効率向上工事、太陽光パネル、燃料電池、低公害車等、環境対策に資する設備の家庭への導入に対し、公的機関の補助制度の情報提供・相談窓口として、住民がスムーズに制度利用が出来るよう便宜を図る。
- 3) 木曾町地球温暖化防止実行計画を基に、計画の確実な履行を行えるよう、町内各機関の指導を行い、同時に職員への学習を進める。
- 4) 木曾町環境基本条例第7条に基づき、環境基本計画の策定にあたる。
- 5) 地産地消を進めるための、制度設計を図る。農政課と協力し、町内遊休農地の耕作希望者への斡旋、Iターン就農の募集等必要な施策を検討する。
- 6) 車利用を減らすための対策に取り組む。環境面からのバス等公共交通機関利用の奨励。カーシェアリング制度導入のための検討等を行う。
- 7) 小規模水力発電、風力発電等、クリーンエネルギー発電所の誘致、関係者の調整を行う。
- 8) 環境関連産業の、木曾町への誘致を進める。
- 9) 住民の環境問題の理解を高めるため、本庁、各支所、公民館等に環境関連の資料を展示し、広く住民に紹介する。
- 10) その他、必要とされる環境政策全般

2. 環境保全施策について

①幅広い住民参加の手法について

CO₂ 排出の大幅な削減、また木曾町環境条例の基本理念を実行していくためには、行政の取組みと、一部の先進的な住民活動だけでは駄目であり、いかに多くの一般住民がそれぞれの取組を日常の中で行っていけるかが重要である。そのためには、上記に挙げた政策の実施と絶え間ない普及啓発が必要である。一般住民への啓発には、特に行政からのアプローチだけでは手が足りず、環境協議会等の有志住民との協力が特に大事である。

また住民が温暖化対策・環境保全活動に取り組むことに、インセンティブを得られるような制度を組み合わせることができれば有効な手段となりえると思われる。

例) 木曾町エコロジーポイント制度

住民が取り組むべきエコ行動へ効果的に誘導するためにポイント制度を導入

通勤通学での公共交通機関の利用、環境家計簿を毎年作成し前年度からのCO₂削減達成、農家の農作業の手伝い、遊休農地を借り受け耕作、森林整

備へのボランティア参加、環境に負荷をかけない設備の導入(太陽光発電、薪・ペレットストーブ導入等)このような取組みを行った家庭に対しエコロジーポイント付与。集めたポイントを物やサービスに交換できるようにする。

さらに、このポイント制度を地域通貨的な位置づけとして、地域内で交換し循環させ生かすことを目指す。地域の高齢化の進展を考えると、現在の介護保険制度等の老人福祉制度では対象外となる助け合い、例えば、栄村の下駄履きヘルパーのような地域ボランティア的なサービスを、ポイントの交換対象とすることで、環境対策にとどまらない、住民の生活、地域振興に資する制度に出来るのではないか。

以上、報告と提案とします。

平成 20 年 9 月

木曾町環境等推進会議

住民運動普及推進委員会

委員長 稲垣 康 副委員長 中村秀治、鈴木真美

委員 上田とめ子、向井 忠、渡澤 太助、梅戸 洋、半場 孝子

古畑 浩、齋藤 佳代、木村 恭一、越 孝弘、藤部美代子

中西 保敬